

情報最前線

10月の市税ごよみ

20日 固定資産税第3期分、国民健康保険税第3期分の督促状の発送
 31日 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の納期限
 ※督促状1通につき100円
 の督促料と延滞金をいただきます。
 ※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

公証週間 10月1日～7日

公証役場では、不動産の売買・賃貸、金銭の貸借、損害賠償や慰謝料の支払いなど、各種の契約書（公正証書）を作成しています。公正証書には判決書と同様に、差押えや取立ての効力があります。遺言書を公証役場で作成すると、家庭裁判所の検認という手続きを受けることなく効力が認められます。また、会社設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務も行っていきます。公証役場では公正証書についての法律相談を行っています。

すので、ご相談ください。

■問合せ

○新居浜公証役場
 TEL 0897-35-3110
 ○今治公証役場
 TEL 0898-23-2778

秋の行政相談週間 10月20日(月)～26日(日)

総務省では行政相談制度を広く国民に知ってもらうため、その利用を促進するため「行政相談週間」を定め、全国的に各種の行事を行います。市では行政相談を毎月実施しており、総務大臣から委嘱された行政相談委員の皆さんが行行政サービスの改善に関する意見、要望などの相談のつてくれます。行政相談の日時や場所は本紙「定期無料相談」(今月号は34ページ)に掲載しています。

■行政相談委員(敬称略)

○近藤博幸(大町)
 ○船草 清(水見乙)
 ○竹本 節(広江)
 ○佐伯正昭(丹原町高松)
 ○戸田裕喜(小松町新屋敷)
 ■問合せ 市庁舎本館市民相談課 市民相談係
 TEL 0897-52-1243

下水道受益者負担金・分担金の納期

10月は下水道にかかる受益者負担金・分担金の第2期の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

■納期限 10月31日(金)

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係
 TEL 0897-52-1224
 ○東予総合支所建設管理課 下水道係

外国人雇用状況の届出はすべての事業主の義務です

すべての事業主の方に、外国人(特別永住者を除く)の雇い入れと離職の際に、その都度、当該外国人の氏名、在留資格などを確認し、ハローワークに届け出ることが義務付けられています。改正雇用対策法が施行された平成19年9月30日以前から継続雇用している外国人についても、同様の届出が義務付けられています。

■問合せ

ハローワーク西条
 TEL 0897-56-3015

下水道何でもクエスチョン?

Q:昔から下水道ってあったの?

A:世界初の下水道は、紀元前2,000年頃に古代インドやメソポタミアで造られたといわれています。日本においては、奈良時代の平城京に網目のような排水路が街の中に造られたほか、豊臣時代に大阪城の城下町に太閤下水が造られ、太閤下水の一部は現在でも使われています。

日本人は農耕民族でしたので、昔からし尿を農作物の肥料として活用しており、欧米諸国のように、汚水を川に直接放流したり、道路などに捨てたりすることはあまりありませんでした。しかし、明治時代になって、人々が東京などの大都市に集まるようになると、大雨で市街地が浸水したり、低地に滞留する汚水が原因でコレラなどの伝染病が流行したりするようになりました。

そこで、明治17年に日本初の洋式下水道が東京の神田に完成し、大正11年には日本初の下水処理場である三河島処理場が完成しました。本格的な下水道整備が始まったのは、戦後、産業が急速に発展し、都市部への人口の集中が始まるとともに、工場などの排水によって、河川や湖沼などの水質が問題になり始めてからです。

市内では、昭和60年3月に西条地区で、平成3年3月に東予・丹原地区で公共下水道が一部供用開始しました。下水道整備による市街地の河川や水路など公共水域での水質改善効果は、著しいものがあります。



下水道整備前



下水道整備後

下水道についての疑問をお寄せください

市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576
 日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271

E-mail Nagatani@jswa.go.jp